

安全・安心まちづくり推進地区の指定について

1 経緯

平成17年4月に文京区安全・安心まちづくり条例（以下「条例」という。）を施行し、より地域の特性に合わせた支援を進めていくため、条例第17条の規定に基づき、特定の施策を推進する地区を指定してきた。

この度、防犯対策を推進する地区の新たな地域指定について、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第4条の規定に基づく申請があったので、安全・安心まちづくり協議会に諮るものである。

2 指定申請のあった地区と内容

(1) 地区名

春日礪川町会地区（防犯対策を推進する地区）

(2) 団体名及び代表者

春日礪川町会 会長 佐伯 領二 氏

(3) 申請内容

別紙申請書参照

(4) 地区の範囲

春日一丁目15番（9号）

3 地区指定の手続（予定を含む。）

令和元年7月1日 推進地区指定の申請

令和元年7月26日 第39回安全・安心まちづくり協議会開催（審議）

令和元年8月19日～9月17日 該当地域の区民意見聴取

令和元年9月 推進地区指定の決定

(注) 防犯対策を推進する地区とは、条例に基づき、安全・安心まちづくりに係る特定の施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

令和元年 7 月 1 日

文京区長 殿



団体名 宮下町会
 代表者 氏名 会長 新保 松雄
 住所 [Redacted]
 連絡先 [Redacted]

文京区安全・安心まちづくり推進地区指定申請書

文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり、安全・安心まちづくりを実践している地域を文京区安全・安心まちづくり推進地区として指定するよう申請します。

記

1 申請理由

宮下町会は、区北部に位置し、豊島区との隣接町会です。町会内に区立宮下公園、巢鴨大鳥神社があり、区画整理も終了しており、比較的直線の道路が多い街並みとなっています。一方で細い路地も残っており、閑静な住宅地であるため、夜間にはほとんど車も通ることがなく、人通りもほとんどなくなります。

巢鴨駅というにぎやかな区域からほんの数分の距離にある当町会は、万が一犯罪が発生した場合に、犯人が逃げ込む地区になるのではないかと不安に思う住民も少なくありません。

以上のような状況を鑑み、当町会では、安全・安心まちづくり推進地区指定の申請を行うことといたしました。

2 申請内容(指定希望範囲も明記する。地図等も添付する。)

8

当町会では、7年前から継続して、毎月27日の午後7時から町会内の防犯パトロールを実施しており、振込詐欺等に対する注意喚起を、スピーカーを通して町会員に発信しています。

このような地道な活動を継続することで町会員の防犯意識を高める一方で、夜間の時間帯や人目に付きにくいエリアなどもカバーできるよう、防犯カメラの設置についても検討していく予定です。

このように、宮下町会地区の全域について、「防犯対策を推進する地区」としての申請を行います。

3 安全・安心まちづくり推進地区の指定を希望する地域の名称

宮下町会地区

4 指定を希望する期間

指定後5年間

5 安全・安心まちづくりを推進するための地域活動の状況(詳細に記載)

(1) これまでの地域活動(実績)

- 年末特別夜警を毎年12月25日から30日まで、午後6時と午後8時の2回、4名から8名のグループで町内を巡回しています。拍子木を叩き、火の用心を呼びかけています。
- 春と秋の交通安全運動
小学校や高校の通学路において、朝7時30分から8時30分までは町会役員が、午後は町会婦人部が交差点に立って、交通整理を行い安全確保に努めています。
- 防犯パトロール
毎月27日午後8時より、防犯パトロールを実施しています。町会役員7~8名で、のぼり旗を持って、振込詐欺等に対する注意喚起を、スピーカーを通じて町会員向けに発信しています。

(2) 今後の活動内容(予定又は今後の希望)

- 定期的な防犯パトロールを中心とした活動を継続しながら、町会員の防犯意識を高く保っていきます。
- 目が届きにくいエリアや時間帯もカバーできるよう、防犯カメラを設置することにより、町会の区域における防犯力を一層高めていきます。

※地域の各種団体と協働している実績がわかる資料を添付すること

